

平成 30 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 遊 佐 精 一
(コード番号： 2191)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 執 行 役 員 柄 澤 麻 紀 子
(電話：03-5937-2111)

過年度有価証券報告書の訂正報告書の監査に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 14 日付「平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長（再延長）に関する承認申請書提出のお知らせ」および「平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長（再延長）申請に係る承認のお知らせ」で公表しましたとおり、過年度の有価証券報告書の訂正が必要と考えており、前任監査人以外も含め訂正報告書の監査を受嘱いただける監査法人ないし公認会計士に打診をしておりましたが、この度、受嘱いただける公認会計士が決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定した公認会計士の概要

① 名称	松澤公認会計士事務所
② 事務所所在地	東京都新宿区住吉町 5-3 公認会計士 松澤博昭
③ 日本公認会計士協会の上場会社 監査事務所登録制度における登録状況	上場会社監査事務所名簿に登録されております。

① 名称	向山公認会計士事務所
② 事務所所在地	東京都江東区東雲 1-9-42-1909 公認会計士 向山光浩
③ 日本公認会計士協会の上場会社 監査事務所登録制度における登録状況	上場会社監査事務所名簿に登録されております。

2. 訂正に関する方針

①取引先である医療法人の連結子会社への該当性

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人及び過年度監査を受嘱する公認会計士と協議した結果、取引先である医療法人（以下「本件法人」といいます。）は非営利（医療法 54 条参照）である医療法人であるため、「連結財務諸表に関する会計基準」第 5 項・「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 28 項の「会社に準ずる事業体」には該当せず、当社の連結子会社に該当しないと判断いたしました。

②取引先である医療法人の関連当事者への該当性

第三者委員会による調査報告には「矢崎氏は本件法人の理事や社員ではないものの、本件法人を事実上コントロールする立場にあったといえる。」とあるため、そのような事実があったかどうか、定性的、定量的な資料を基に、矢崎が本件法人の実質的な代表者と判断できるかどうかにつき調査を行ってまいります。調査の結果、本件法人が当社の関連当事者に該当すると判断された場合には、過年度有価証券報告書の訂正として関連当事者に関する注記が必要となります。

③財務取引への該当性

第三者委員会の調査報告書において、矢崎から本件法人への振込が事実として確認されました。また、「債務弁済契約書に記載された本件法人の貴社に対する債務の分割弁済を履行させるために行われた可能性がある」との記載もありました。仮に本記載にある通り矢崎が、平成28年4月より個人の意思で実施した本件法人への振込について、本件法人から当社への売掛金及び未収入金の支払いが、当該矢崎氏の振込により実施されたものであるとすれば、売掛金の回収ではなく、財務取引（借入金あるいは受贈益）とみなされ、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書の過年度修正（平成28年第2四半期乃至平成30年第1四半期の8期分）が必要となりますが、当該振込は矢崎が本件法人の依頼に基づき本件法人の運転資金不足を充当するための支援資金であり当社への売掛金及び未収入金の充当では無いという回答を矢崎から得ていることを踏まえ、太陽有限責任監査法人及び過年度監査を受嘱する公認会計士と協議した結果、当該振込については結果として財務取引ではないと判断いたしました。

3. 今後の予定について

①過年度の有価証券報告書の訂正について

今般、過年度の監査を行う公認会計士が決定したことを受けて、過年度の有価証券報告書の訂正に関する検討及び必要な訂正作業を進めてまいります。過年度の訂正有価証券報告書の提出時期については、遅くとも第2四半期報告書の提出期限である平成30年10月15日までは提出する予定です。

②平成30年12月期第2四半期報告書の提出について

過年度の有価証券報告書の訂正に関する見通しが立ったことから、平成30年10月1日より太陽有限責任監査法人による追加的な監査手続きが行われ、平成30年10月15日までに第2四半期報告書を提出する予定です。

以上